# サンモリーユア條だより

# 休暇村周辺の運動広場

#### ふれ愛パーク(テニスコート)

休暇村近くには全天候型のテニスコートが あり、用具は無料で貸し出しています。また、 インドアスポーツセンターもあり、屋内であ りながら地面が土で、用具を持ち込んで、 バレー、ゲートボールなどが楽しめます。

#### リフレッシュパーク

パターゴルフ (有料)、110mの滑り台な どがそろっています。パターゴルフは、休 暇村宿泊者に対する割引もあります。詳しく はお客様センターへお問い合わせください。





# 魚つかみ取り大会 時 7月21日~8月30日の火・木・土

#### 親子花火大会

ます。

曜日の朝

時 7月22日~8月26日の日曜日の夜

※前日の宿泊が必要です。

内 小川で川魚のつかみ取りが楽しめ

イベシドカレンダー

内お子様向けの花火大会です。

### ペルセウス座流星群観察会

- 日 8月12日(日) 21時
- 内 ペルセウス座流星 群の極大日です。 屋上で流星の観察 会と星空の説明会 があります。



▲休暇村の星空を ご覧ください。

- **時** 9月1日出~30日(日)
- 内 宿泊料金から500円を割り引きます。
- 対 市内在住、在勤または在学の人で、期間 中に宿泊する65歳以上の人



予約は利用日の 3か月前の1日から 予約・問合せ お客様センター ☎0120-933-365(9時~17時·通話料無料)

サンモリーユ下條

第1号被保険者は

保険料を納めます。 30年度は

月額16,340円です。

# 知っ得!ねんきん豆気

日本に住んでいる20歳から60歳までの人は、全員が国民年金に加入します。 加入の種類により、手続きや保険料の納め方が違います。

国保年金課(☎62-1011)

## あなたの加入する年金制度は? 手続きが必要な場合があります!

第1号被保険者に変わるときは、国保 年金課で手続きが必要です。

- 退職したとき (本人・被扶養配偶者)
- ・第3号被保険者が離婚や収入増で 配偶者の扶養からはずれたとき
- ・第3号被保険者が失業手当をもら い始めたとき など

## 第1号被保険者

- 対 20歳以上60歳未満の農業者・自営 業者・学生・無職の人など
- 国保年金課で手続きします。



#### 第2号被保険者

対 厚生年金に加入している会社員・公務員など

- 勤務先で手続きを行います。
- 保険料は給料から引かれます。

事業主経由

### 第3号被保険者

- 対 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未 満の配偶者
- 配偶者の勤務先を通じて手続きします。
- 保険料は配偶者の加入している年金制度が負担します。